

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ EPA TSCA PIP(3:1)の規制開始時期の延期と意見募集

2) 内容

- ・ 2021年3月8日、EPA(米国環境保護局)は、TSCA5物質に対して意見募集を開始した。

期限: 2021年5月17日まで

以下、対象物質。

- decabromo diphenyl ether decaBDE
- Phenol, isopropylated, phosphate (3:1) PIP
- Pentachlorothiophenol PCTP
- Hexachlorobutadien HCBd
- 2,4,6-tris(tertbutyl) phenol 2,4,6-TTBP

- ・ 2021年3月8日、EPA(米国環境保護庁)は、TSCA PIP(3:1)について180日間の「ノーアクション保証(no action assurance)」に関する覚書を発布した。

期限: 「(1)2021年9月4日午後11時59分(米国東部時間)」または「(2)PIP(3:1)を含有する成形品を含むPIP(3:1)の加工および流通の禁止の遵守期日に対処する最終措置の発効日」の何れか早い方まで。

以下、対象物質。

- Phenol, isopropylated, phosphate (3:1) PIP

3) SEAJ コメント

- ・ 今回の規制延期ならびに意見募集は、EPAが2021年1月6日付の連邦官報で公表しTSCA第6条の内容に対する情報収集を目的とした意見募集です。

- ・ 今回は意見募集の為、正式に公布されましたら再度情報提供させていただきます。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ EPA TSCAの規制延期と意見募集に関するURL

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/public-comment-period-pbt-rules-and-no-action-assurance>

6) その他

- ・ なし

(h)項に基づいて、以下に示す 5 種類

Semiconductor Equipment Association of Japan (制定:2017,8,3)